

平成24年12月 定例会議

平成24年度

第9回 みどり市 定例教育委員会会議録

平成24年12月13日

みどり市教育委員会

平成24年度 第9回 みどり市定例教育委員会会議録

- ・招集日時 : 平成24年12月13日(木) 午後3時30分から
- ・招集場所 : みどり市役所教育庁舎3階第2会議室
- ・出席委員 : 1番委員 清 水 恒 夫
2番委員 丹 羽 千津子
3番委員 松 崎 靖
4番委員 山 同 善 子
5番委員 尾 崎 享 子
- ・説明のため出席した者 : 教 育 部 長 藤 生 安喜夫
教 育 総 務 課 長 田 村 栄 助
学 校 教 育 課 長 石 井 逸 雄
学 校 計 画 課 長 小 林 幹 児
社 会 教 育 課 長 若 月 省 吾
文 化 財 課 長 関 口 渉
富弘美術館事務長補佐 星 野 和 弘
- ・本 委 員 会 書 記 : 教育総務課総務係 根 岸 美 佳
- ・事務局職員出席者 : 教育総務課総務係 石 原 亨 夫

議事日程

- ・日程第1 : 会議録署名委員の指名
- ・日程第2 : 会期の決定
- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について
- ・日程第4 : 議案第37号 平成24・25年度みどり市青少年センター運営協議
会委員の委嘱について
- ・日程第5 : 議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評
価について
- ・日程第6 : 議案第39号 みどり市教育委員会管下学校において実践的な救命訓

練・講習等の実施を求める請願について

・開会：午後３時３０分

(委員長) ただいまから平成２４年度第９回みどり市定例教育委員会会議を開会いたします。

・日程第１ 会議録署名委員の指名

(委員長) 日程第１、会議録の署名委員の指名をさせていただきます。これにつきましては、席番３番の松崎靖委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

・日程第２ 会期の決定

(委員長) 日程第２の会期の決定ですけれども、平成２４年１２月１３日（木）本日１日ということで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしの声がありましたので、本日１日と決定させていただきます。

・日程第３ 報告第１ 教育長報告について

(委員長) 日程第３、報告第１ 教育長報告について、尾崎教育長の方からお願いいたします。

(教育長) (内容：説明資料)

(委員長) ただいまの教育長の報告について、何かご質疑がございますか。

(委員長) ユニカールとはどういうことをするのですか。

(教育長) 新しいスポーツがたくさん開発されていますが、ユニカールもその一つです。カーリングの氷がない体育館の床でできるようなものですので、専用のマットを敷き、１チーム３個、２チームで対戦しますので６個を目指すところへ向かって投げるというスポーツです。これは、子供からお年寄

りまであまり体力を使わずに出来てチームプレイとしていかに頭脳プレイとなります。誰が監督をしてどういう風にゲームを組み立てるかと言うところでは頭の体操だということで、なかなか良いスポーツだと思います。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、日程第3、教育長報告は以上で終了いたします。

・日程第4 議案第37号 平成24・25年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

(委員長) 日程第4、議案第37号 平成24・25年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、若月社会教育課長より内容説明をお願いいたします。

(社会教育課長) (内容：説明資料)

(委員長) 若月課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(丹羽委員) この方達というのは、具体的に補導に出て行くということではなく、それは補導員の方などがするわけですね。

(社会教育課長) 運営協議会の委員というのは基本的に青少年センターの運営です。例えば補導員の活動についてや他の業務では、相談業務などありますので、そういった状況の報告をさせていただいて、今後さらにどういう活動が必要なのかなどをご審議いただき色々なご意見をいただいております。

(委員長) 他にご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第4、議案第37号 平成24・25年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第5 議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(委員長) 日程第5、議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 事務局の朗読が終わりましたので、田村教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

(教育総務課長) (内容：説明資料)

(委員長) 田村課長の説明が終了しましたので、ただいまの説明に対し、何かご質疑がございますか。

(委員長) ご質疑がないようでしたら、質疑を打ち切りお諮りいたします。日程第5、議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、本案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
賛成委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

(委員長) 挙手全員ですので、本案は原案のとおり決定することといたします。

・日程第6 議案第39号 みどり市教育委員会管下学校において実践的な救命訓練・講習等の実施を求める請願について

(委員長) 日程第6、議案第39号 みどり市教育委員会管下学校において実践的な救命訓練・講習等の実施を求める請願について、を上程いたします。事務局より提案朗読をお願いいたします。

(事務局) 議案朗読

(委員長) 本請願については、6月13日に提出されてから、3回にわたり事務局から資料の提供を受け、教育委員として審議を行ってきましたので、直ちに質疑に入りたいと思います。今回の請願書には4つの趣旨がございますので、一つずつ意見を求めます。まず最初に「1. 学校・幼稚園（以下、「学校」という）で実施した状況を想定した実践的な救命訓練や講習の実施を求める。」ことについて意見を求めます。ご意見はございますか。

(教育長) 日ごろから児童生徒の安心・安全を確保するということは大切にしているところですので、大変これは意味があることだと思います。

(委員長) 他にいかがでしょうか。

(松崎委員) この趣旨の中で「迅速かつ状況に応じ的確に判断ができる力を養う事を目的とした訓練や想定状況を事前に告知せず行うブラインド型訓練をいう。」という事になっていますが、ブラインド型訓練というところは、確かに大事な部分もありますが、問題もあるという気がします。

(丹羽委員) 私も松崎委員が言われたブラインド型訓練というのが、子供の発達段階に応じて必ずしもこのような状況で、何も知らせずに行うということは無理だと思います。各学校に置いても具合の悪い、もしかしたら持病を持った子供がいる学校もあれば、全員健康であれば1番良いのですが、そういった時に、ブラインド型の訓練を行ってそのことで返って何かショックを受けて具合の悪い子が出てしまうようなことでは本末転倒になってしまうので、取り入れるという事は難しいと思います。

(山同委員) 救命という意味について、保護者として二つの立場があると思います。一つは倒れた子供の保護者とした立場で考えた時、もう一つは救命しようとして知らせた子供の保護者の立場にたった時ということを考えます。まず、やはり命の危険にさらされた子供の保護者というのは、現場に立ち会った子供達一人一人に最大の救助要請したいという気持ちはもちろんあると思います。そういった時にその場にたった子供たちにたくさんの知識を

持って貰い少しでも自分の子供を助けるために動いて貰えるということは保護者としてはありがたいと思うところが一点とそれから丹羽委員が言われたように、自分の子供が救命に関わった時ということを考えると、その状況がどんなものであるかという事も色々だと思います。ブラインド型で行うわけですから、子供たちの中でこういったシチュエーションで行うというのは今ちょっと断定できませんが、もし仮に訓練ではなく本当に起きてしまった時に、自分の子供に関わりその命を救えなかった時ということのケアを心配します。

(委員長) 今の委員の話を聞きますと実際の状況を想定し実践的な救命訓練や講習をするということは大変良いことであると、ただブラインド型訓練についてはまだ、難しいということなのですが、それでよろしいでしょうか。

(教育長) そう思います。実践的な訓練ということが書いてあるところでありますが、これまでも各学校は救急車を要請し、病人を搬送するという経験は持っているところでありまして、子供たちがいる場でもそういうことはあります。ですから全く未経験ということではありませんし、その対応で特に不適切があったと言うふうな話も聞いてはいません。ですから急病人の第一発見者になるということは人生それほど頻繁にあることではないと思います。職員研修を進めるとともに学校に危機管理体制を向上させるという意味で、この実践的な訓練を意識するということは、大変意味のあることです。

(委員長) 皆さんから意見が出ましたので、続いて「2. 学校内で児童・生徒が目撃者や第一発見者となった場合や休み時間や部活動中等でも、教職員等への救援要請、状況説明など、救命による効果ある行動を取れるよう児童・生徒とも連携した訓練の実施や訓練展示実施を求める。」について、意見を求めます。何かご意見はございますか。

(教育長) 児童生徒を対象に含めるには、当然指導目標を定めるのかということが大切であります。避難訓練であれば、全児童生徒を一刻も早く安全に避難

させるという共通の目標が明確にあるわけですが、この場合は訓練という名称は付いていますが目的は異なると思います。指導目標は何かと考えると、「発見したら通報する」という通報訓練になると思います。これまでの学習で、「発見したら通報する」という指導は不足していたのだろうか。いじめならば通報するけれど、けが人や病人は通報することを改めて指導しなければならないという実態があるのだろうか。私は、通報は日常的に行われていると思います。児童生徒からの通報が旨くいかなかった、という事例を生かすとするならば、なぜ旨くいかないのか、その点を良く学校で検討して欲しい。それは、けが人の通報に限らず、常にヒヤリハットを取り入れて、事態を共有する精神が大切なのだと思います。

(委員長) ただ今、教育長から指導目標は何か通報訓練であれば日常的にケガをしたり、或いは先生なり周りの大人に通報して、もしそれが旨くいかなければ、何故通報が出来なかったのかその辺を検討する必要があると教育長から話があった訳ですが、他にいかがでしょうか。

(山同委員) 生徒が目撃者や第一発見者となった場合ということですが、状況をきちんと把握して事の大きさに気がつくということは、とても大事なことです。経験の少ない子供達が状況を見てその先を予測するというのを学ぶことはとても大事なことだと思います。ただ児童・生徒が対象ですから、その年齢に応じた知識の勉強を考えて進めていく方が良いと思います。

(松崎委員) これは訓練・講習に分けたときに訓練ではなく講習の部分に入りますが、状況説明や救援要請など児童であればまず、先生や大人に知らせる。常日頃徹底させる講習というよりも普段の取組の中でそういうことを徹底していけば良いと思います。

(委員長) 他にいかがでしょうか。非常に大事なことで児童生徒の発達段階に応じた訓練や講習が大事になってくるという意見であったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(委員長) 委員から意見が出ましたので続いて「3. 上記の取組は学校長や養護教諭が推進するだけでなく、みどり市教育委員も実践的な救命訓練・講習の必要性を改めて認識し、教育委員会と学校が連携し、医師、消防本部にも協力を得ながら進めることを求める」について意見を求めます。何かご意見はございますか。

(教育長) みどり市ではこれまでも消防署の中の専門家に救命救急士も含んでいますので、指導して貰う講習会を実施するなど消防本部との連携は日常から丁寧に行っていると思います。緊急時には出動をお願いしており、特に改善したい問題点は聞いていません。学校保健会でも学校との連携は緊密に取れていると感じております。

(委員長) みどり市としては、特に消防救命士との連携は取れているということですが、他にいかがでしょう。

(山同委員) この中で言われていることは、学校の中の組織というのは人事異動などで、段々変わっていくということもあるので、組織的にある程度の位置まで持って行きたいと思うのですが、みどり市の場合には各学校の規模や組織・形が様々だと思います。色々な地域でそうだと思いますが、同じような共通の認識では、例えば小学校であれば、高学年の子供たちが行っている学校保健会などがありますので、そういう子供たちを中心に、ある程度共通の高さまでレベルを持って行くということも方法だと思います。

(丹羽委員) それぞれの学校で規模やその学校に通っている子供たちの状況なども違うので、内容は全く同じで良いとはいかないと思います。この請願を受けてそれぞれの学校でまたそのきちとした組織立てが出来ているかどうかということをもう一度良く検討していただき学校ごとに再度確認して貰う機会に出来れば良いと思います。

(山同委員) 例えば病気を持った子供たちが入学してくる時というのは、先生方の中にもきちとしたデータが私たちも子供を預ける時に先に身上書みたいなのを書きますが、そのような部分で把握していますよね。

(委員長) 石井課長どうでしょうか。

(石井課長) そうですね。山同委員のお話のとおり入学するときには保護者に子供の既往症を含めた学校で知っていて貰って差し支えない範囲、或いは知っていていただかないと困るということをカードに書いていただき、学校でお預かりをして緊急時にこの子供はこういう対応が必要というようなことを年度当初或いは新たにそういう状況が出てきた段階で職員の共通理解をしながら進めております。それとともに毎年度これらについては見直しを図っていると最新の状況を貰えるような形として学校内では子供たちのデータ個人情報ですが、大事にお預かりしながらしっかり対応が出来るような計画に活かしていくという意味でのカードを管理しています。

(山同委員) そうなりますと学校にいる児童生徒について誰にでも命の危険というのは、起こり得ることだと思いますが、先程お話ししました学校によって命の危険のある子供、可能性の高い子供たちを抱える学校、その学校によってどういう病状を持った子供がいるかというのはそれぞれ違ってくると思いますので、そういった部分について先生方の間で出来るだけ知識を持って貰い、その時にはどういった対応をしていけば良いのかなどそういったものを深く知識として持っていて皆さんで協力して、いざという時に備えられるということが、子供を預ける保護者としては一番お願いしたい部分だと感じます。

(委員長) それについては石井課長さんの方から改めて基本的な安心・安全について各学校に周知徹底をして基本的なこと、それから学校によって違う場合にはそれなりの各学校の対応を取って貰うという方向でいかがでしょう。

(丹羽委員) それは学校によってなのですが、毎年ある程度きちっとその年の状況とこののを把握していただき、具合の悪い子が卒業してしまえばということではなく、その次に違う病気を持った子供が入学してくることもある訳ですから、その年その年の起こり得る危険というのは違ってくると思うので、ケガについてはどの子供にいつ起こり得るか分からないですけど、病気に

についてはそこに持病を持っている子供がいるかいないかで何か起こるか起こらないか、大きく違ってくると思いますのでその辺は毎年きちっと見直していただくということが、大事だと思います。

(教育長) これまでも話をしたことがありますけど、学校は相当広いということ、それから色々な職種の職員がいますから特定の疾患を持っている子供というのもありますけど、その人が常に発症するわけでもありませんし、常に想定外のことが起こり得る場所であるということを考えますと、その場面でさまざまなことが想定される訳ですから、すべての場面を想定して訓練をするということは不可能だとこれは大前提になるのだろうと思います。訓練した成果を共有する工夫というのは大事にしたいと思います。救命というのは皆さんのこれまでの協議の中に出てきているように、初期判断が大切だということでこれが重大事故であるという判断をいかに組織的に行えるかそういう訓練が大切なのだと思います。前もお話ししましたが、養護学校で校長をしていましたから、救急訓練は職員の資質向上ということと管理体制の整備に向かって通常の学校よりも遙かに頻繁に訓練は行ってきました。その経験では、訓練は何度行っても工夫すべき課題がいくつも見付き、全てが解決できるわけではないですが意識を高める上では効果がありました。例えば第一発見者の情報を正確に伝達させる方法とか学校がすでに持っている個人情報と重ね合わす、速やかに重ね合わせる方向とか訓練によって工夫を重ねてくることが出来たという経験はあります。

(山同委員) 命の危険とか命の重さについてはやはり子供たちにはもっともっと色々なことを吸収して欲しいと思いますので、確か小学校でも命の大切さという授業があるようで私どもの子供が受けた勉強というのは、子供が誕生するところから命の重さを図るという勉強だったと思いますが、救命という言葉が入ってきますと命が消えていく重さといいますか大切さといったものも併せて勉強していけるような環境が段々出来てくると良いと感じます。

(松崎委員) 子供たちに何かあった時にこういう風に先生に知らせなさいとか状況説明だとか、その辺の病気やケガの状況説明などもそうですが、常日頃国語の問題であつたり単に危機管理だけではなく全て教育に含まれてくる部分でもあると思うのですが、常日頃意識して子供達に接することによって今の子供たちが目を見た時にどういう風に先生に説明するかだとか友達に伝えるかとか自分の思いを伝えるとか心を共有するとかそういう部分にも共通してくると思うので、その辺の所も含めて訓練するというよりも教育していくということが大事だと思います。

(委員長) 他にいかがでしょうか。もし3についてなければ続いて「4. 学校敷地内及び隣接する学童保育施設と連携した救命訓練・講習の実施を求める。」について意見を求めます。何かご意見はございますか。

(教育長) 訓練を第一に行うことについては意味があると思います。それから学校職員の連携を良くして迅速な対応を行うことは大事であります。訓練規模の拡大を今すぐしなければいけないかということに関して、まずこれを直ぐということはいかがかなと。今年度みどり市はこれまでも説明していますが実践的防災教育推進事業というのを国から群馬県のモデル地域としてみどり市が受けて連携を深めながらやるとしていることでありますからこれも、これから始まるところでありますので、色々な訓練を重ねながらやっていくところにたくさん盛り込むことは、なかなか忙しいところがあります。ある意味でセーブしていく必要もあると思います。

(松崎委員) AEDについてすべての学校に設置されていると思いますが、その使い方とかその辺の部分で、AEDがあるというのは知っているけれど児童でいえば低学年と高学年というのは伝え方も非常に年齢が違いますから難しい部分があるでしょうけど、やはりその所を低学年には低学年なり高学年には高学年なりという指導というのは現状では授業で取り入れたりとはあるのですか。

(教育長) 石井課長お願いいたします。

(石井課長) AEDの操作も含めてAEDというのはどういうものであるかの理解と具体的にそれらをどう操作したいのかというところに大きく分かれてくると思いますが、当然小学校の低学年についてはなかなかそういうところまで分からない。要するに誰か具合が悪い子、倒れた子がいたら「近くの先生や大人に知らせなさい。」という指導から入っていき救命に繋げるといった形それをさらに進めていった時に救命する上で大事なものとして学校にはAEDという機械がある。これについてはこういう意味があるので、これを速く使わなくてはいけないということをきちんと先生に知らせることが大事ですというところでとどまる学年とAEDをどう使うのだろうという形で実践的な消防士の方や救命士の方に来ていただいて訓練も授業の中で行う学年というところが大きく分かれてくるのですが、基本的には小学校の高学年5、6年生になりますとより具体的になる。そして中学校にいきますと生徒たちも訓練をさせて場合によっては単位の問題になるのですが、きちんとした講習時間3時間だったと思いますが、受けると生徒にも証明が出ますので、そんなのも取っている学校もありますのでその辺の所についてただ、授業日数の関係で単位を取るとなるとこれだけに3時間以上割かなくてはならないということでそれだけの体育の時間が割けないというところもあるので、2時間だけでも救命訓練の実践的な訓練を行っている中学も出てきています。そんな意味では小学校の高学年ではある程度使われるそれから中学校については操作ができるという所までも授業の中では学ぶ学習が入っていますが、ただそれをやったから全ての5、6年生が中学校の1、2、3年生が全部適切に操作できるかということを求めるかということになるとちょっと別の問題になると思いますので、そういう必要性や時によると子供たちも使えるというふうなことも含めて考えていかなければならないと思います。学校内においてどういうふうにAEDを活用し救命に繋げていくのかというところを、やはり各学校できちんと考えていく必要があるということで先程教育長の方からありました全てが

一気に出来るわけではありませんし、今回学童との連携というふうな分についてそういうところも含めて進めていくというところではありますが、一気に全部進められる所までは今すぐということはなかなか難しいと思います。

(委員長) 他にいかがでしょうか。もし無いようでしたら今まで、請願書の4つの項目ごとにご意見をいただきましたが、全体を通じて何かご意見はございますか。

(教育長) 重なるかもしれませんが。実践的な訓練を効果的に行うにはこれまでも皆さんが言っていたことでありますし、私も言っていましたけど、特にどういう面を意識して訓練場合を設定するか、学校の実態にあった訓練を実施するというのが効果的だと思います。そこは大事なところだと思います。

(丹羽委員) 教育長が言われた学校の実態に応じた訓練にプラス子供の発達段階にあった訓練なり講習なりということが大事だと思います。

(松崎委員) 今実践的な訓練と講習の必要性という部分で、先程山同委員が言われたように命の尊さだとかそういうものをただ救命訓練ということではなく、みんなで共有することによってそれが大前提でそのために何かあったらこうしようというふうな形をみんなで共有するというかそういう捉え方をしたら良いと思います。

(委員長) それでは、各委員からご意見をいただきました。

私も請願書の内容について、皆さんの意見と同じように、必ずしも訓練のあり方として、すべてが妥当であると判断いたしかねる部分もありますが、子どもの安全を求める全体の趣旨としては、問題のないものだと思います。いかがでしょうか。

(丹羽委員) 子供の命を守るという点では誰も反対する人はその点についてはいないと思います。

(委員長) 子供の安全を求める全体の趣旨としては問題のないということでよろしいでしょうか。

(委員長) それでは、今までのご意見を受けまして、これより議案第39号について採決を行います。必ずしも訓練のあり方として、すべてが妥当であると判断いたしかねる部分もありますが、子どもの安全を求める全体の趣旨として、採択するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) 異議なしと認めましたので、本請願を採択いたしたいと思います。

(委員長) 以上をもちまして、本日の教育委員会議の議事をすべて終了いたします。
ご苦労様でした。

・閉会：午後4時35分

・本委員会の議決の次第は次のとおりである。

議 事 日 程

- ・日程第3 : 報告第1 教育長報告について (報告)
- ・日程第4 : 議案第37号 平成24・25年度みどり市青少年センター運営協議会委員の委嘱について (可決)
- ・日程第5 : 議案第38号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について (可決)
- ・日程第6 : 議案第39号 みどり市教育委員会管下学校において実践的な救命訓練・講習等の実施を求める請願について (採択)

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

平成24年12月13日

みどり市教育委員会委員長

印

会議録署名人 番委員

印

會議錄作成者 書 記

印